

司法試験制度改革の経緯 [公表済み]

第1 法曹基本問題懇談会における検討（昭和62年4月～同63年3月）

合格までに平均6～7年もの長期間の受験勉強を要し、合格者の平均年齢が28歳位にも上昇する司法試験の極端な合格難から、大学生等が受験を敬遠し、フレッシュで優秀な人材の確保が困難化しているなどの問題点を指摘。この深刻な現状を早急に改善すべきである旨の見解とりまとめ（昭和63年3月8日）。

第2 法務省が「司法試験制度改革の基本構想」公表（平成元年11月）

1 合格者数の増加

従来の4～500人台から700人台へ。

2 頑張れば短期間でも合格できる制度への改革

受験回数制限案等のほか、合格者の7割（合格者総数700人程度であれば500人程度）を全受験者から選抜し、3割（同じく200人程度）を3年以内受験者から選抜する案（丙案・合格枠制）を提案。

第3 法曹三者の基本的合意（平成2年10月）と司法試験法の改正（平成3年4月）

1 現行の制度の下で、できる限りの合格者の増加を図った上、平成7年において、なお少数回受験者の合格者の大幅増（合格者中3年以内受験者30パーセント以上又は5年以内受験者60パーセント以上など）が実現しなければ、平成8年から合格枠制を実施することを決定、平成3年4月司法試験法を改正。

2 合格者を、平成7年の700人余まで順次増加させたが、平成7年の検証時点では上記要件を充たさず、平成8年から合格枠制の実施が決定。

第4 法曹養成制度等改革協議会の意見（平成7年11月13日意見書公表）

1 司法の機能を充実し国民の法的ニーズに応えるため、中期的には年間1,500人程度を目標として合格者増を図り、かつ、修習期間を大幅に短縮することを骨子とする改革を行い、これに伴って、両訴を必須科目化し、口述試験の見直しを行うことを内容とする司法試験制度の改革を行うべき（多数意見）。

2 今後、法曹三者は、司法試験制度及び法曹養成制度の抜本的改革を実現させるため、直ちに協議を行い、速やかに具体的な方策を採らなければならない。平成8年7月三者協議を開始し、下記5の合意に至った。

第5 司法試験制度と法曹養成制度の改革に関し、当面採るべき方策及び今後協議すべき事項等について法曹三者による合意（平成9年10月28日）

1 司法試験合格者を、平成10年度は800人程度に、平成11年度から年間1,000人程度に増加。

2 司法修習制度について、21世紀を担うにふさわしい法曹を養成するため、修習の内容及び方法について配慮と工夫を行うとの観点に立って、平成11年度に始まる司法修習から修習期間を1年6か月とし、司法研修所における修習では、社会に存在する多様な法的ニーズについての基本的な情報を提供するとともに、法曹としての識見、法曹倫理等の修得を図り、また、実務修習では、社会の実相に触れさせる機会を付与する。

3 司法試験制度について、平成12年度の第二次試験から、論文式試験の科目につき、憲法、民法、商法及び刑法の4科目に加え、民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とし、受験者の負担軽減の観点から、法律選択科目を廃止する。また、受験者の負担軽減等の観点から、口述試験の科目を、論文式試験の科目のうち商法を除く5科目とする。

4 論文式試験における合格者の決定方法、司法試験合格者の年間1,500人程度への増加及び法曹資格取得後の研修の充実などについて、引き続き協議を行う。

第6 裁判所法・司法試験法の改正（平成10年5月6日）

前記第5の法曹三者合意に基づき、裁判所法及び司法試験法の改正が行われ、司法修習については平成11年度から、また、司法試験科目については平成12年度から、それぞれ合意のとおりに変更されることとなった。

第7 司法制度改革審議会の意見（平成13年6月12日内閣提出、同月15日閣議決定）

司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができ、社会の法的ニーズに的確にこたえることができる司法制度を構築していくことが必要とされていることから、平成11年7月に内閣に「司法制度改革審議会」が設置され、司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策についての調査審議を行った結果、「人的基盤の拡充」、「制度的基盤の整備」、「国民的基盤の確立」を改革の三つの柱とする最終意見が内閣に提出され、同意見を最大限尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととし、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手する旨との閣議決定が行われた。

- 1 平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者1,500人を達成することを目指すべきであり、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人とすることを目指すべき。
- 2 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきであり、その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべき。また、法科大学院制度の導入に伴って、司法試験も、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り換えるべき。
- 3 適格認定を受けた法科大学院の修了者には、新司法試験の受験資格が認められるべきであり、3回程度の受験回数制限を課すべき。
- 4 新司法試験は、平成17年度に予想される法科大学院の初めての修了者を対象とする試験から実施すべきであり、新司法試験実施後も5年間程度は、併行して現行司法試験を引き続き実施すべき。
- 5 現行司法試験の合格枠制は、現行試験合格者数が1,500人に達すると見込まれる平成16年度から廃止すべき。

第8 司法試験管理委員会決定（平成13年11月9日）

- 1 平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重する。
- 2 平成14年度から、司法試験合格者数が1,200人程度になることが見込まれることから、合格枠制における無制限枠と制限枠の比率を、「7対2」から「9対2」に変更する。
- 3 平成16年度以降に行われる司法試験第二次試験の論文式による試験における合格者の決定方法は、司法試験法第8条第2項に規定する方法である、いわゆる合格枠制によらないものとする。

第9 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）

前記審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に司法制度改革推進本部を設置することなどを内容とする司法制度改革推進法が成立し、同法に基づく司法制度改革推進計画が閣議決定された。

- 1 現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。
- 2 法曹養成に特化した教育を行う法科大学院制度を整備することとし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

第10 裁判所法・司法試験法の改正（平成14年12月6日）

前記計画に基づき，司法制度改革推進本部から法曹養成関連法案が提出され，裁判所法及び司法試験法の改正が次のとおり行われた。

1 司法試験制度の改正（平成17年12月1日から施行）

- (1) 司法試験は，法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。
- (2) 司法試験の方法，試験科目等を改める。
- (3) 司法試験の受験資格について，法科大学院課程の修了者及び司法試験予備試験合格者が司法試験を受けることができるものとした上で，受験期間，受験回数に関する制限を導入する。
- (4) 法科大学院課程の修了者以外の者に司法試験の受験資格を認めるための司法試験予備試験を導入する。
- (5) 新しい司法試験の実施後も，現行の司法試験を一定期間併行して実施する。

2 司法試験委員会の設置（平成16年1月1日から施行）

司法試験管理委員会を改組して「司法試験委員会」とし，裁判官，検察官，弁護士及び学識経験者7名で構成する。

3 司法修習生の修習期間の短縮（平成18年4月1日から施行）

司法修習生の修習期間を「少なくとも1年間」とする。